

令和3年2月

建設業者の皆様へ

監理技術者講習の有効期間の取扱いの変更について（お知らせ）

建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日施行）により、監理技術者講習の有効期間が、「講習を受講した日から5年」から「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年」に改正されました。（別添資料1を参照）

監理技術者の配置が義務付けられる工事については、法令の趣旨を御理解の上、適切な技術者配置をお願いします。

また、県が発注する工事のうち、一般競争入札における資格要件については下記のとおり取り扱うことといたしました。

記

1 一般競争入札における公告の対応

(1) 既に公告済みの案件

公告文中の入札参加資格要件について、現行は「ア」のとおり定められているところを、「イ」のとおり読み替えるものとする。

ア 現行

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（〇〇）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。

イ 改正後

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（〇〇）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。

(2) 今後公告する案件

公告文中の入札参加資格要件について、(1)のとおり改正して公告を行うものとする。

連絡先

鹿児島県土木部監理課入札・指導係

電話 099-286-3508

メール nyu-shi@pref.kagoshima.lg.jp

【該当する条文の新旧対照表】

新	旧
<p>建設業法施行規則第17条の17 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。</p>	<p>建設業法施行規則第17条の14 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた動向の登録を受けた講習を受講していなければならない。</p>

【具体例】

令和2年9月2日に監理技術者講習を受講していた場合

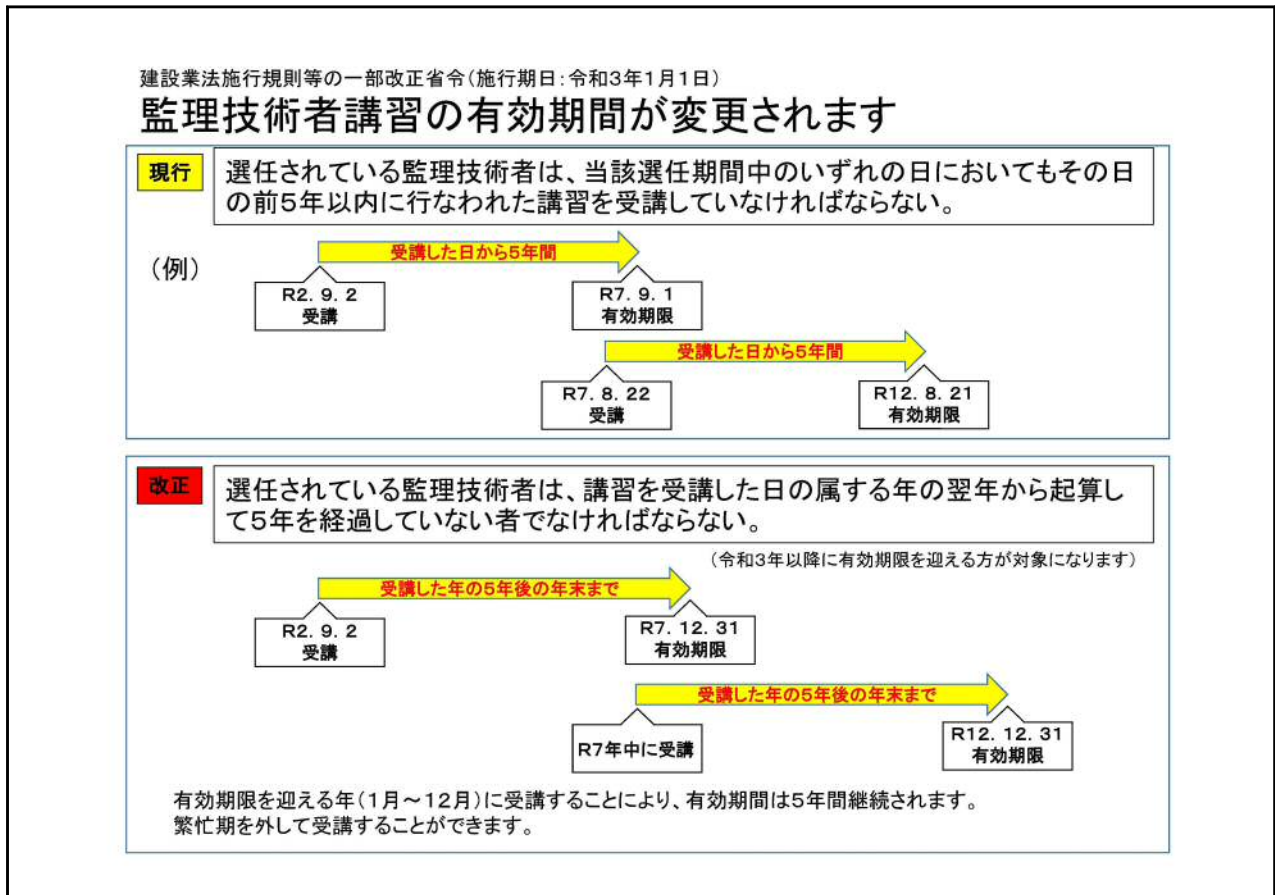
(改正前) 受講日から5年後の前日まで有効

⇒令和7年9月1日まで有効

(改正後) 受講日にかかわらず、その翌年から起算して5年後の12月31日まで有効

⇒令和7年12月31日まで有効

【イメージ図】



(上図について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会HPから引用)